

愛知県立碧南高等学校 同窓会会則

- 第1条 本会は愛知県立碧南高等学校同窓会と称し、事務局を碧南市向陽町4丁目12番地、愛知県立碧南高等学校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展を推進することを目的とする。
- 第3条 本会は目的達成のため、つぎの事業を行う。
- 1 同窓会ホームページによる情報提供
 - 2 会員の修業および相互の親睦のための行事の開催
 - 3 母校の発展のために必要な事業
 - 4 表彰および慶弔（別に定めるところの内規による）
 - 5 その他本会の目的達成のために必要な事業
- 第4条 本会は次の会員で組織する。
- 1 名誉会員 本会に功労ある者で本会の推薦した者
 - 2 特別会員 母校にかつて勤務し、また現に勤務している職員
 - 3 普通会員 愛知県碧南国民学校、愛知県碧南商業学校、愛知県碧南工業学校、併設中学校、愛知県立碧南高等学校を卒業した者。ただし、中途退学者も特に希望し、会長が適当と認めた場合は普通会員となることができる。
- 第5条 本会の経費は終身会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第6条 普通会員は入会時に、終身会費として5,000円を納めるものとする。
- 第7条 総会の経費はその出席者から徴収することもある。
- 第8条 本会の会議は総会および幹事会、役員会の三種類とし総会は定時総会と臨時総会とに分ける。
- 1 総会は幹事会の議決により会長が招集する。
 - 2 定時総会は毎年1回行う。
 - 3 臨時総会は第2号に定めるほか、定時総会の議決により会長が招集する。
 - 4 幹事会は会長が招集する。
 - 5 役員会は適宜会長が招集する。
- 第9条 つぎの事項は総会の議決を経なければならない。
- 1 会則の改正
 - 2 事業報告および収支決算報告の承認
 - 3 事業計画および収支予算計画の決定ならびに変更
 - 4 役員を選任および解任
 - 5 その他特に必要な事項
- 第10条 会議は次のとおり運営する。
- 1 議決は出席者の過半数で行い、可否同数のときは議長がこれを決する。
 - 2 議長はそのつど互選する。
 - 3 議事録は議長および出席者のうちから議長を指名する者の署名を求めて保存する。
- 第11条 本会に顧問若干名をおく。うち1名は学校長を推し、他は総会で推挙する。
- 第12条 本会につぎの役員をおく。
- 1 相談役 若干名 （直前会長、その他若干名）
 - 2 会長 1名
 - 3 副会長 3～4名
 - 4 幹事 クラス各2名
 - 5 会計 3名 会長委嘱
 - 6 書記 2名 会長委嘱
 - 7 監査 2名
 - 8 理事 若干名
- 第13条 役員職責はつぎのとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し会務を統理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、あるいはその代理をする。
 - 3 幹事は会務の企画遂行に参加する。
 - 4 会計は本会の会計出納を処理する。
 - 5 書記は本会の庶務を処理し記録する。
 - 6 監査は本会の会計庶務を監査する。
- 第14条 役員の任期は1年とし再選を妨げない。
- 第15条 本会の事業年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月末日におわる。

第 16 条 住所姓名の変更、結婚、入学、卒業、就職、死亡など会員の身上に変動があった場合はこれを本会に通知する。

第 17 条 本会則は 1965 年 11 月 28 日から実施する。

付則 会則第 12 条の改定 令和元年 6 月 9 日付にて

付則 会則第 12 条の改定 令和 7 年 6 月 8 日付にて

慶弔内規

1 特に必要と認めたときは役員会の議を経て慶弔の意を表することがある。

付則 慶弔内規の改定 令和元年 6 月 9 日付にて